

森林の立木を伐採するときは

森林の立木を伐採するときは次の届け出を提出することが森林法で義務づけられています。

①立木を伐採するとき

「伐採および伐採後の造林の届出」の提出(伐採を始める90日から30日前まで)

②伐採が完了したとき

「伐採に係る森林の状況報告」の提出(伐採を完了した日から30日以内)

③造林が完了したとき

「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出(造林を完了した日から30日以内)

提出がない場合には無届伐採による罰則に処せられる場合があります。

- ・伐採および伐採後の造林の届出 → 100万円以下の罰金(森林法第208条)
- ・伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告 → 30万円以下の罰金(森林法第210条)

林地開発行為・保安林の伐採について

1 haを超えて森林の開発行為を行う場合や保安林の伐採、作業許可の申請については都道府県知事の許可が必要です。

また令和5年4月1日より、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合その面積が0.5haを超えるものは林地開発許可制度の対象となります。

【お問い合わせ先】 日高振興局 林務課(TEL: 24・2912)
産業建設課(TEL: 63・3804)

森林の土地の所有者届出制度について

森林の土地を取得したときは届出が必要です。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、土地の面積に関わらず届出をしなければなりません。

届出時期

土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地が所在する市町村に届出をしてください。



【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL: 63・3804)

ブロック塀等撤去・改善事業について

日高町では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊により被害の防止および避難路の確保を目的として、ブロック塀等の撤去および改善に対する補助事業を行っています。

補助対象になる塀

- ・避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀
- ・道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの

補助対象者

- ・ブロック塀等の所有者
- ・町税等を滞納していない方

受付期間

令和5年12月22日までに申請し、令和6年1月31日までに工事が完了すること
※予算額に達した時点で受付を終了します。

補助額(最大40万円)

- ①ブロック塀等の撤去【限度額20万円】
撤去費と面積1㎡あたり8,000円を比較して、いずれか少ない金額の9/10
- ②ブロック塀等の改善【限度額20万円】
ブロック塀を撤去し、引き続き、フェンスや生垣等の設置に要する費用と延長1mあたり16,000円を比較して、いずれか少ない金額の9/10

【お問い合わせ先 総務課(TEL: 63・2051)】



感震ブレーカー設置事業について

地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置に対して補助を行います。

対象世帯等

日高町民であり、次のいずれかに該当する者のみの世帯

- ・満65歳以上
- ・身体障害者手帳の交付を受けている
- ・療育手帳の交付を受けている
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

補助限度額

2万円 ※分電盤タイプおよび簡易タイプが対象

施行期日

令和6年1月31日までに設置が完了していること

申込方法

申請書とともに、次の書類をご提出ください。

- ・本人確認書類
- ・各種手帳
- ・設置予定場所が確認できる写真
- ・設置に要する経費が確認できる書類



【お問い合わせ先】
総務課(TEL: 63・2051)